

DX伴走アドバイザー派遣事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）が行うDX伴走アドバイザー派遣事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 DX伴走アドバイザー派遣事業は、デジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進を検討する中小企業者が抱える各種の課題に対して、民間のITコーディネータ等の専門人材を派遣してDX推進に向けた経営計画、DX推進の方向性、手法などに関する助言を行うことにより解決を図り、もって中小企業者の持続可能な発展及び成長を促進することを目的とする。

(支援対象企業)

第3条 DX伴走アドバイザー派遣事業において支援の対象とするものは、新潟県内に事業所を有し中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当する者（以下「中小企業者」という。）のうち次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) DXにより経営の向上を目指す意欲のあるもの
- (2) 経営の向上に関する目的又は目標が明確であるもの
- (3) DX伴走アドバイザー派遣事業により、支援の効果が期待できる状況であると判断されるもの

(DX伴走アドバイザーの募集及び登録)

第4条 機構は、この事業を実施するため、DX推進に係る実務経験者等のDX伴走アドバイザーを募集し、審査の上、登録をするものとする。

2 前項のDX伴走アドバイザーは、次に掲げる者とする。ただし、機構が必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) ITコーディネータの資格を有し、DX推進に係る見識を有する者
- (2) 中小企業診断士の資格を有し、DX推進に係る見識を有する者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の大学の教授、准教授、講師の職にある者その他これらの職に準ずる職にある者であって、DX推進に係る見識を有する者
- (4) (1)から(3)に相当する従業員等を雇用する法人

3 前項(4)に該当し、登録を行おうとする法人は、申請時にDX伴走アドバイザー（派遣時にDX伴走アドバイザーとして支援を行う予定の社員等）の名簿を提出しなければならない。なお、その者は前項(1)から(3)のいずれかに該当しなければならない。

4 登録を受けようとするDX伴走アドバイザーは「DX伴走アドバイザー登録申請書」により申請をするものとする。

5 第1項の審査に当たっては、機構の審査を経るものとし、必要に応じて申請者を面接することができる。

- 6 登録を行うに当たっては、当該登録を受けようとするDX伴走アドバイザーから、DX伴走アドバイザー派遣事業に係る責任関係等について「DX伴走アドバイザー登録誓約書」による誓約を得なければならない。
- 7 登録を受けたDX伴走アドバイザーについては、名簿を作成し、機構のホームページに掲載する等のDX伴走アドバイザーを選択する際の利便を図る措置を講じるものとする。

(DX伴走アドバイザー登録の期間、更新手続及び登録の抹消)

第5条 登録期間は、4月1日（4月2日以降に登録をした場合には、当該登録の日）から当該年度の3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、DX伴走アドバイザーから登録解除の意思が表明されない限り、登録期間は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。但し、登録は当該事業の予算が成立している年度に限る。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、DX伴走アドバイザーの登録を取り消すこと、また更新を拒否することができるものとする。
 - (1) 第8条第2項の派遣DX伴走アドバイザーの制限に該当する場合
 - (2) 第15条の派遣DX伴走アドバイザーの義務に違反した場合
 - (3) 虚偽の登録・更新の申請をした場合
 - (4) この事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合
 - (5) 長期間にわたり、一度も派遣実績がなかった場合
 - (6) この要領その他法令に違反する行為を行ったと認められる場合
 - (7) 精神又は身体に著しい障害があるため、DX伴走アドバイザーとしての業務遂行能力を欠くに至ったと認められる場合
 - (8) 社会的信用を失墜した場合
 - (9) その他機構がDX伴走アドバイザーとして不適格と認めた場合
- 4 前項の規定によりDX伴走アドバイザーの登録を取り消すときは「DX伴走アドバイザー登録抹消通知書」により通知するものとする。また、登録を拒否する場合は「DX伴走アドバイザー登録不採択通知書」により通知するものとする。

(DX伴走アドバイザーの派遣要請)

第6条 DX伴走アドバイザーの派遣を申請しようとする中小企業者は、「DX伴走アドバイザー派遣申請書」を提出するものとする。この場合、希望するDX伴走アドバイザーを指定することができる。ただし、DX伴走アドバイザーの指定がない場合には、機構が申請しようとする中小企業者と協議の上、支援要望の内容に合致するDX伴走アドバイザーを登録名簿の中から紹介するものとする。

- 2 機構は第1項の申請企業に対し、必要に応じて「決算書」2期分の提出を求めるものとする。ただし、機構が特に必要と認める場合は「決算書」3期分の提出を求めることができる。

(DX伴走アドバイザーの派遣決定)

第7条 前条第1項の規定による申請を受けたときは、必要に応じ、当該申請をした中

小企業者に対して現地を調査し、又は電話等によるヒアリングを実施することで当該中小企業者の概況及び課題、支援を受けようとする内容等を聴取し、機構の審査を経て、DX伴走アドバイザーの派遣を決定するものとする。

- 2 前項の規定に基づき、派遣を決定したときは、当該派遣の申請をした中小企業者に対して「DX伴走アドバイザー派遣決定通知書」により通知するとともに、派遣を決定したDX伴走アドバイザー（以下「派遣DX伴走アドバイザー」という。）に「DX伴走アドバイザー派遣委嘱依頼書」により通知し、派遣DX伴走アドバイザーからは「DX伴走アドバイザー派遣支援承諾書」を提出してもらうこととする。なお、派遣をしないことを決定したときは、当該派遣を申請した中小企業者に「DX伴走アドバイザー不採択通知書」により通知するものとする。
- 3 前条第1項の規定により指定されたDX伴走アドバイザーについて第4条第1項の登録がなされていない場合にあつては、当該DX伴走アドバイザーに関し同項の登録、若しくは当該DX伴走アドバイザーの詳細がわかる資料を機構に提出を行った後でなければ、第1項の派遣の決定を行うことができない。

（派遣に適さない中小企業者及びDX伴走アドバイザー）

第8条 第6条第1項の規定による要請をした中小企業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第7条第1項の規定による決定をすることができない。

- (1) 第3条の要件を満たさない場合
- (2) 派遣の要請が単にDX伴走アドバイザーによる資料等の作成代行と認められる場合
- (3) 派遣の要請の日の属する年度の前年度において、当該派遣に係る支援と同一の支援を受けている場合。ただし、機構が当該支援を必要と認めた場合は、この限りでない。
- (4) その他機構が支援の対象として相応しくないと認めた場合

2 次の各号のいずれかに該当する者は、派遣DX伴走アドバイザーとすることができない。ただし、(4)においては機構が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 派遣の要請をした支援対象企業における役員等経営陣の4親等以内の親族である者
- (2) 派遣の要請をした支援対象企業の発行済み株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の50%以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者
- (3) 支援対象企業が、発行済み株式の総数若しくは出資価額の総額の50%以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者
- (4) 支援対象企業との間で、継続して診断・助言等を受ける契約（顧問契約等）を締結している者

（派遣回数）

第9条 一事業年度において、一の中小企業者に対して派遣することができる回数は、5回を超えることができない。

2 支援企業または派遣DX伴走アドバイザーにおいて天災その他やむを得ない特別の事情があり対面での支援が困難なときは、機構が認めた場合に限り、オンライン形式

での支援を認めるものとする。なお、その場合も前項に定める5回に含める。

(DX伴走アドバイザーとのマッチング)

第10条 第7条第1項の派遣の決定に当たっては、派遣予定のDX伴走アドバイザーと派遣を申請する中小企業者とを事前に引き合わせ、派遣予定のDX伴走アドバイザーの支援方針等と派遣を申請する中小企業者との派遣申請内容とのすり合わせ（以下「マッチング」という。）を行うことができる。このマッチングに要する経費については、第18条1項の規定は原則として適用しない。

(派遣の中止)

第11条 第7条第1項の規定により派遣の決定を受けた中小企業者（以下「支援企業」という。）が、当該派遣の第2回目以降において当該派遣の中止を申請しようとするときは、あらかじめ「DX伴走アドバイザー派遣中止申請書」を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第1項の場合のほか、機構は、支援企業において天災その他やむを得ない特別の事情があり、派遣の継続が困難と認めるときは、当該派遣を中止することができる。

(派遣回数の変更)

第12条 支援企業が、第7条第1項の規定により決定された派遣回数の変更をしようとするときは、あらかじめ「DX伴走アドバイザー派遣変更申請書」を機構に提出し、承認を受けなければならない。

(派遣DX伴走アドバイザーの変更)

第13条 支援企業は、派遣DX伴走アドバイザーの支援の内容が希望した支援の内容と合わないと判断したときは、機構と協議の上、派遣DX伴走アドバイザーの変更をすることができる。ただし、派遣DX伴走アドバイザーの変更は1回限りとする。

(報告書の提出)

第14条 派遣DX伴走アドバイザーは、派遣の最終回を行った日の翌日から起算して10日以内に、「支援業務報告書」を作成し、機構に提出しなければならない。

2 支援企業は、派遣の最終回が行われた日の翌日から起算して10日以内に、「DX伴走アドバイザー派遣に関する報告書」を作成し、機構に提出しなければならない。

(派遣DX伴走アドバイザーの義務)

第15条 派遣DX伴走アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。DX伴走アドバイザーとしての登録期間が経過した後も同様とする。

2 派遣DX伴走アドバイザーは、機構の求めに応じ、支援の進捗等について報告するものとする。

3 派遣DX伴走アドバイザーは、DX伴走アドバイザー派遣事業の実施に当たって、他の者への再委託等を行ってはならない。

(派遣DX伴走アドバイザーへの謝金等の額)

第16条 派遣DX伴走アドバイザーに対しては、謝金及び旅費を支払う。

2 謝金の額は、第7条第1項の規定により決定された派遣回数（第11条又は第12条の規定に基づき派遣回数に変更された場合にあっては、当該変更された派遣回数）について、その派遣1回につき43,200円（税込）とする。

3 旅費の額は、機構の旅費規程に準じる額とする。

（派遣DX伴走アドバイザーへの謝金等の支払い）

第17条 機構は、派遣DX伴走アドバイザー及び支援企業から第14条の規定による報告書及び「支援料請求書」の提出を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めるときは派遣DX伴走アドバイザーに対して謝金等を支払うものとする。

（支援企業の負担）

第18条 支援企業は、派遣DX伴走アドバイザーに係る謝金の額の2分の1に相当する額（1円未満の端数は切り上げる。）を負担しなければならない。ただし、2回目までの派遣に係る謝金等は全て機構の負担とする。

2 支援企業は、前項の規定に基づく負担金について、機構からの「請求書」に基づき、機構の指定する期日及び金融機関に、その全額を一括して納入しなければならない。

（効果の把握に対する調査協力）

第19条 支援企業は、機構が行う当該派遣支援中の立会い、また派遣支援途中、終了後に行うヒアリング等の調査に協力するものとする。

（免責）

第20条 機構は、DX伴走アドバイザー派遣事業の実施に関して派遣DX伴走アドバイザー又は支援企業に損害が生じた場合においても、その責は負わないものとする。

様式

第1号様式	DX伴走アドバイザー派遣申請書
第2号様式	DX伴走アドバイザー派遣決定通知書
第3号様式	DX伴走アドバイザー派遣委嘱依頼書
第4号様式	DX伴走アドバイザー派遣支援承諾書
第5号様式	DX伴走アドバイザー派遣不採択通知書
第6号様式	DX伴走アドバイザー派遣中止申請書
第7号様式	DX伴走アドバイザー派遣変更申請書
第8号様式	DX伴走アドバイザー派遣支援業務報告書
第9号様式	DX伴走アドバイザー派遣に関する報告書
第10号様式	DX伴走アドバイザー派遣支援料請求書
第11号の1様式	DX伴走アドバイザー登録申請書（個人用）
第11号の2様式	DX伴走アドバイザー登録申請書（法人用）
第12号様式	DX伴走アドバイザー登録誓約書
第13号様式	DX伴走アドバイザー登録抹消通知書
第14号様式	DX伴走アドバイザー登録不採択通知書

附則

この要領は、令和3年4月8日から適用する。

附則

この要領は、令和3年10月4日から適用する。